第１編　法学入門

第１章　法とは何か

第１．法の意義

法とは、共同生活を営む上でのルール（＝社会規範）
↓特に
法が役に立つのは何かトラブルが発生した場合
↓さらに
ルールを破った人が言うことを聞かない場合は強制的に言うことを聞かせる必要
↓そこで
裁判所が介入して強制的に言うことを聞かせる必要
↓以上からすると
法とは、共同生活を営む上でのルールであり、かつ、基本的には強制力が認められるものを意味すると考えておけばよい。なお、強制力のない法（条文）もある。

➡司法試験・予備試験において法の意義が問われることはないため、このパートを暗記する必要はない。

第２．法の種類

１．公法と私法

公法：国家の内部の役割分担及び国家と国民との間のルールを定めたもの
　　ex．憲法、行政法（このほか、刑法や訴訟法を含める立場もある。）
私法：市民と市民との間のルールを定めたもの
　　ex．民法、商法、会社法

２．実定法と自然法

実定法：人によって定められた法律
　　ex．悪法も法である
自然法：時代を超えて普遍的に存在する正しい法
　　ex．すべての人は生まれながらにして自由である。

３．成文法（制定法）と不文法

成文法（制定法）：明文の形で記録されている法　ex．国会が定める法
不文法：明文の形で記録されていない法　ex．慣習法